

柏市基準条例の制定・改正について

介護保険法の改正によって新しい介護保険サービスが創設されることに伴い、当該新設サービスの人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるため、平成30年4月1日付で柏市基準条例を制定・改正します。

12月4日に厚生労働省から各種基準省令の一部改正に係る案文案が示されたことから、今後、平成30年市議会第1回定例会に議案として提出できるよう、当該案文案に基づいて条例案を作成します。

前回お知らせしたとおり、今回作成している条例案においては「原則基準省令のとおり」としつつ「既存の各種サービスで適用している柏市独自基準を同様に適用」する構成を予定しています。

今般、議案提出を予定している条例（仮称）は次のとおりです。

(1) 柏市介護医療院人員等基準条例（新規制定条例）

施設サービスに新設された「介護医療院」について、柏市における人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものです。

(2) 柏市指定居宅サービス等事業人員設備運営基準等条例等の一部を改正する条例（一部改正条例）

基準省令で新設された「共生型サービス（訪問介護・通所介護（地域密着型を含む）・（介護予防）短期入所生活介護）」に関する規定を追加するべく、厚生労働省令の一部改正に伴い、次の表のとおり、対応する柏市基準条例を一括して一部改正するものです。

厚生労働省が一部改正を行う基準省令	一部改正を行う柏市基準条例
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	柏市指定居宅サービス等事業人員設備運営基準等条例
指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準	柏市指定地域密着型サービス事業人員設備運営基準等条例
指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	柏市指定介護予防サービス等事業人員等基準等条例

なお、新設されるサービスにおいても、従前のサービスと同様に適用を予定している柏市独自基準は、次のとおりです。

- (1) 一部記録（サービス提供・従業員の勤務）の保存年限を5年に延長
- (2) 事業者の役員・管理者からの暴力団員等の排除（共生型サービスのみ）
- (3) 従業員の資質向上のための研修（身体的拘束等ほか）の機会の確保
（介護医療院、共生型（介護予防）短期入所生活介護のみ）
- (4) 入所者・利用者に対する適切な方法による入浴等の機会の確保
（介護医療院、共生型（介護予防）短期入所生活介護のみ）